

法 学 第 9 4 9 号
平成 30 年 3 月 2 日

各 私 立 学 校 設 置 者
各 私 立 学 校 長
(専 ・ 各)

} 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

各種手続業務のスケジュール等の見直しについて

例年、文部科学省で行っている各種手続業務について、来年度よりスケジュール等の見直しを行う予定である旨、文部科学省生涯学習政策局から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

併せて、各種手続業務の注意すべき主なポイント等が記載された文部科学省作成の資料（平成 29 年度専修学校教育研究協議会の当日配布資料（平成 29 年 7 月 27 日付け法学号外で通知済み））を添付しますので、今一度御確認いただき、その事務について遺漏のないようお願いいたします。

1. 見直しの対象の手続

- 勤労学生控除に関する専修学校・各種学校の課程等の証明に関する手続
 - 大学入学資格に係る専修学校高等課程又は大学院入学資格等に係る専修学校専門課程の指定の手続
 - 修了者が専門士又は高度専門士と称することができる専修学校専門課程の推薦等の手続
- ※「職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦等の手続」については、スケジュール等の見直しは行わない予定とのこと

【担当】私学振興担当 中尾

電話 019-629-5042 FAX019-629-5049

メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡
平成30年2月28日

各都道府県専修学校各種学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
専修学校を置く国立大学法人担当課 御中
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室

各種手続業務のスケジュール等の見直しについて

例年、文部科学省で行っている各種手続業務について、下記のとおりスケジュール等の見直しを行う予定としていますので、事前にお知らせします。

今後、必要な実施要項の改正等を行い、次年度における依頼文を発出する際に、改めてご案内させていただきます。

については、都道府県専修学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校主管課におかれては、所管又は所轄の専修学校・各種学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対して、下記について周知いただくようお願いいたします。

記

1. 見直しの対象の手続

- 勤労学生控除に関する専修学校・各種学校の課程等の証明に関する手続（以下、「勤労学生控除の手続」という。）
- 大学入学資格に係る専修学校高等課程又は大学院入学資格等に係る専修学校専門課程の指定の手続（以下、「大学入学資格等の手続」という。）
- 修了者が専門士又は高度専門士と称することができる専修学校専門課程の推薦等の手続（以下、「専門士等の手続」という。）

2. 見直しの内容

次年度から、事務処理の効率性、正確性の向上をより一層図るため、文部科学省からの各依頼文書の発出を、それぞれ例年より早い4月頃に行い、専修学校等や都道府県等における事務処理期間を現行よりも十分に確保することとします。これに伴い、専門士等の手続については、推薦等の期限を、現行の実施要項に定める8月31日より早い7月31日とすること等を予定しています。

	依頼文の発出	推薦等の期限
従来	7月頃	8月31日
見直し	4月頃	7月31日

※ 勤労学生控除の手続、大学入学資格等の手続の提出期限は変更しない予定です。

なお、「職業実践専門課程として認定する専修学校の専門課程の推薦等の手続」については、スケジュール等の見直しは行わない予定であることを申し添えます。

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係 筒井、嘉数
TEL : 03-6734-2915
FAX : 03-6734-3715
E-mail : syosensy@mext.go.jp

勤労学生控除に係る証明について

【制度の概要】

所得税法において、2条1項32条に定める「勤労学生」は、同法82条において、「勤労学生控除」として27万円の所得控除が受けられる旨規定されています。

①所得税法第2条1項32号

「勤労学生」について、次に掲げる者で、合計所得金額が65万円以下であり、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下であるものと規定。

- ・学校教育法1条に規定する学校の学生、生徒、児童
- ・学校法人、準学校法人もしくはこれらに準ずるものとして政令で定める者の設置した専修学校・各種学校の生徒で、政令で定める課程を履修するもの

②所得税法施行令第11条の3

第1項において、「政令で定める者」について具体的に規定。第1号では、「国立病院機構」など該当する法人を具体的に列挙。第2号では、専修学校・各種学校のうち文部科学大臣が定める基準を満たすものを設置する者と規定。

第2項において、「政令で定める課程」について区分別に具体的に規定。(下記【主な要件】1のとおり。)

③証明書の発行に関する実施要項

上記②の第2項に定める「政令で定める課程」である旨の証明、および第1項第2号に定める「文部科学大臣が定める基準」を満たす旨の証明について、それぞれ証明書の発行に関する実施要項が定められている。(※実施要項に規定する「文部科学大臣が定める基準」は、下記【主な要件】2のとおり。)

★学校教育法1条に定める学校の生徒等は、「勤労学生」に該当するので、控除を受けるにあたって、本手続きによる証明書は不要。

★一方、専修学校・各種学校の生徒等は、「政令で定める課程」を履修する生徒のみ「勤労学生」に該当するので、控除を受けるにあたって、履修する課程が「政令で定める課程」である旨の証明書が必要。

★さらに、専修学校・各種学校の設置者が、個人立、組合立、株式会社立等である場合は、設置者として「文部科学大臣が定める基準」に該当しなければならないので、控除を受けるにあたって、当該学校の設置者が「文部科学大臣が定める基準」を満たすものである旨の証明書が、上記証明書と併せて必要。

【主な要件】

1. 所得税法施行令第11条の3第2項

専修学校・各種学校のすべての設置者が対象で、以下の要件を満たす課程が対象。

(1) 専修学校の高等課程及び専門課程

- イ 職業に必要な技術の教授をすること。
- ロ その修業期間が1年以上であること。
- ハ その1年の授業時間数が800時間以上であること(夜間その他の特別な時間において授業を行う場合には、その1年の授業時間数が450時間以上であり、かつ、その修業期間を通ずる授業時間数が800時間以上であること。)
- ニ その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、終期が明確に定められていること。

(2) 専修学校の一般課程及び各種学校の課程

- イ 職業に必要な技術の教授をすること。
- ロ その修業期間（普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程があり、それぞれの修業期間が1年以上であって一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間）が2年以上であること。
- ハ その1年の授業時間数が800時間以上であること（夜間その他の特別な時間において授業を行う場合には、その1年の授業時間数（普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程がある場合には、それぞれの課程の授業時間数）が680時間以上であること。
- ニ その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、終期が明確に定められていること。

2. 所得税法施行令11条の3第1項2号

国、地方公共団体、学校法人、私学法64条4項の法人（準学校法人）、所得税法11条の3第1項1号の法人以外の設置者（すなわち個人立、組合立、株式会社立等）で、以下の要件を満たす学校が対象。

- (1) 所得税法施行令第11条の3第2項に規定する課程を履修する生徒の数が20人以上であること（20人に満たない場合であって、相当の期間内に20人以上となる見込みがあるときを含む。）。
- (2) 職業に必要な能力を育成するにふさわしい授業科目、実際生活に必要な能力を育成するにふさわしい授業科目及び教養の向上を図るにふさわしい授業科目が開設されていること。
- (3) 教育水準を維持するための教員の数が、(2)の授業科目の開設の状況に照らして適切なものであること。ただし、3人を下ることができない。

— 注意すべき主なポイント —

(1) 所得税法施行令11条の3第2項

- 当該手続による証明書は、一度発行すると次年度以降も有効なので、継続して使用できる。
(記載事項の変更があったときに改めて申請する。)
- 記載事項の変更に伴う申請の際には、すでに交付された証明書原本も併せて提出（返戻）が必要。
- 学校の廃止等により、改めての申請を伴わずに証明書が不要となる場合は、証明書原本のみ提出（返戻）する。
- 学科名等の変更において、いわゆる「学年進行」として扱うケースの場合、学則上の変更後であっても、新学科名等に加えて、旧学科名等の証明が必要な場合があるので、申請書の作成にあたっては、証明が必要な学科名等を十分に確認すること。

(2) 所得税法施行令11条の3第1項2号

- 国、地方公共団体、学校法人、私学法64条4項の法人（準学校法人）、所得税法11条の3第1項1号の法人（国立病院機構など特定の12法人）以外の設置者が対象。
すなわち、個人立、組合立、株式会社立等の設置する専修学校・各種学校が該当となる。
- 当該手続による証明書の有効期限が1年間であるため、毎年度申請が必要。
※ 上記(1)の申請は必要な年度のみ申請することとなるが、(2)の申請は毎年必要。
- 毎年度の申請の際に、すでに発行された証明書の返戻は不要。
- 対象となる生徒には(1)と(2)両方の証明書の提示が必要となることを十分に周知すること。

大学・大学院入学資格に係る指定について

【制度の概要】

大学入学資格（昭和60年～）

①学校教育法施行規則150条3号

大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、「専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者」と定められている。

②平成17年文部科学省告示137号

「専修学校の高等課程をのうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」において具体的に指定基準を規定。

③大学入学資格に係る高等専修学校高等課程の指定に関する実施要項

上記②の告示を踏まえ、指定に係る手続き等の詳細を規定。

大学院入学資格（平成17年～）

①学校教育法施行規則155条1項5号

大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、「専修学校の専門課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者」と定められている。

②平成17年文部科学省告示138号

「専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」において具体的に指定基準を規定。

③大学院入学資格等に係る専修学校専門課程の指定に関する実施要項

上記②の告示を踏まえ、指定に係る手続き等の詳細を規定。

【主な指定基準】

大学入学資格：（1）修業年限が3年以上であること。

（2）全課程の修了要件が次表左欄に学科区分に応じ、右欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)第4条に規定する昼間学科又は夜間等学科	学校教育法施行規則第183条の2第2項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科(以下「単位制による学科」という。)であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が2,590単位時間以上であること。
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が74単位以上であること。
専修学校設置基準第5条第1項に規定する通信制の学科		

大学院入学資格：（1）修業年限が4年以上であること。

（2）全課程の修了要件が次表左欄に学科区分に応じ、右欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
専修学校設置基準(昭和51年 文部省令第2号)第4条に規定 する昼間学科又は夜間等学科	学校教育法施行規則第百183条の2第2項の規定により 学年による教育課程の区分を設けない学科(以下「単位制 による学科」という。)であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な 総授業時数が3,400単 位時間以上であること。
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な 総単位数が124単位以 上であること。
専修学校設置基準第5条第1項に規定する通信制の学科		

(3) 体系的に教育課程が編成されていること。

(4) 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて修了認定を行っていること。

— 注意すべき主なポイント —

(1) 「文部科学省が定める日」について

<定義> 指定を行った日以後当該課程の整備が完了する年度 (指定日より前に整備が完了している場合は、指定日が属する年度。)の最後の月の初日。

★「課程の整備が完了する年度」とは？

原則として、設置認可されて以後、当該課程の修業年限が満了する年度のこと。例えば、平成29年4月1日に修業年限3年の学科が新設された場合、「課程の整備が完了する年度」は、原則、平成31年度。ただし、転入学者等の受入れにより、修業年限が経過するよりも早く修了者を生じる可能性がある課程については、転入学者等を受け入れる体制を整備した上で、初めて修了者が出る可能性のある年度に「文部科学省が定める日」を設定する必要がある。

★ 一度告示された「文部科学大臣が定める日」について、同日より前の日に変更することは原則として認められないので要注意。転入学者等の可能性も考慮して生徒に不利益が生じないように適切に通知(申請)する必要がある。

(2) 通知(申請)の時期

新規：課程の開設年度から通知(申請)が可能(平成18年～)。

その場合、次年度以降「文部科学省が定める日」の年度までの間、毎年度状況報告が必要。

名称変更：原則、学則を変更した時の年度。ただし、いわゆる学年進行の場合、旧学科名等を使用する生徒が卒業するまでは変更の告示はできないので、適用上の変更時の年度に通知(申請)する。

廃止：原則、学則を変更した時の年度。ただし、入学資格が与えられる最後の生徒が卒業するまでは廃止の告示はできないので、その卒業以後最初の年度に通知(申請)する。

不適合：原則、不適合となることが発覚した時の年度。ただし、入学資格が与えられる最後の生徒が卒業するまでは不適合の告示はできないので、その卒業以後最初の年度に通知(申請)する。

※適切に手続きがなされない場合は、生徒に不利益が生じることとなるので、手続き漏れ等のないよう、十分留意すること。

(3) 官報の該当ページの写しの添付を忘れずに

名称変更、廃止、不適合としての通知(申請)を行う場合は、すでに告示された内容を確認するため、①当該告示が掲載された官報の写しを添付し、②該当箇所にマーカーを付して提出することとしているので、告示のあった際は、通知(申請)した学科名等が正しく告示されているか再確認すること。また、告示を受けた後には官報の該当ページを確実に保管しておくこと。

専門士・高度専門士の称号の付与について

【制度の概要】

①平成6年文部省告示第84号（専門士：平成6年～、高度専門士：平成17年～）

「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程」において、専門士・高度専門士の称号が付与できる課程の要件（下記【認定の要件】のとおり。）が定められており、当該「要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、専門士（高度専門士）と称することができる」と定められている。

②専門士・高度専門士の称号の付与に関する実施要項

上記告示を踏まえ、推薦等手続きの詳細を規定。

【認定の要件】

専門士：（1）修業年限が2年以上であること。

（2）課程の修了に必要な総授業時数が1,700単位時間（62単位）以上であること。

（3）試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

（4）高度専門士と称することができる課程と認められたものでないこと。

高度専門士：（1）修業年限が4年以上であること。

（2）課程の修了に必要な総授業時数が3,400単位時間（124単位）以上であること。

（3）体系的に教育課程が編成されていること。

（4）試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

— 注意すべき主なポイント —

（1）完成年度について

完成年度を迎える前に認定を受けた課程は、完成年度までの間、状況報告の提出が必要。

完成年度とは：課程の開設後、初めて当該課程の修了者が出る年度。

原則として、当該課程の修業年限が満了する年度と同じであるが、転入学者等の受入れにより、修業年限が満了する年度よりも前に修了者が生じる場合は、修業年限の満了年度よりも完成年度が早くなるので注意が必要。

（2）推薦・届出の時期

新規：課程の開設年度から推薦が可能（平成18年～）。

その場合、次年度以降「文部科学省が定める日」の年度までの間、毎年度状況報告が必要。

名称変更：原則、学則を変更した時。ただし、いわゆる学年進行の場合、旧学科名等を使用する生徒が卒業するまでは変更の告示はできないので、適用上の変更時の年度に届出を提出する。

廃止：原則、学則を変更した時。ただし、称号を付与すべき最後の生徒が卒業するまでは廃止の告示はできないので、その卒業以後最初の年度に届出を提出する。

不適合：原則、不適合となることが発覚した時。ただし、称号を付与すべき最後の生徒が卒業するまでは不適合の告示はできないので、その卒業以後最初の年度に届出を提出する。

※名称変更・廃止・不適合の届出は、実施要項において「遅滞なく」行うこととしていますが、適切に手続きがなされない場合は、生徒に不利益が生じることとなるので、少なくとも手続きが必要な年度内（毎年度の推薦期限まで）には、漏れなく届出が行われるよう十分留意して対応すること。

(3) 官報の該当ページの写しの添付を忘れずに

名称変更、廃止、不適合としての届出を行う場合は、すでに告示された内容を確認するため、①当該告示が掲載された官報の写しを添付し、②該当箇所にマーカーを付して提出することとしているので、告示のあった際は、推薦した学科名等が正しく告示されているか再確認すること。また、告示を受けた後には官報の該当ページを確実に保管しておくこと。

**職業実践専門課程の認定に関する
「平成28年度の振り返り」と「平成29年度の変更点」について**

【平成28年度の概況】

1. 実施期間（申請から告示まで）

平成28年 7月15日 各都道府県に対して推薦依頼を发出
 10月31日 文部科学省への推薦提出期限（今年度の提出期限は変更なし）
 平成29年 2月28日 平成28年度の認定告示

2. 認定件数

150校 / 240学科

※ 過去3回の認定等とあわせて、既認定学校数・学科数及び2年制以上の専門学校数及び専門学校全学科数に占める割合は902校（32.0%）、2,773学科（39.5%）

【平成28年度審査を踏まえた改善を要する事項について】

1. 教育課程編成委員会の企業等委員について

職業実践専門課程の主要な認定要件である教育課程編成委員会に関する不備が、都道府県からの申請取り下げ理由として最も多い。具体的には「複数学科の教育課程編成委員会を共通して行う場合に、企業等委員としてそれぞれの学科の専攻分野に関する者が、学科ごとに一人ずつ委員として参画することが必要だが、同一の者が複数学科で委員を兼務しており、企業等委員の数が足りていない」ケースが、平成28年度の審査においても前年度同様多く見られた。

2. 認定学科の廃止又は認定要件不適合による認定取り消し時期について

職業実践専門課程の新規認定、認定学科の名称変更については、毎年度原則10月31日までに都道府県知事等から文部科学大臣宛に指定の様式を提出、翌年2月に告示を行うこととしている一方、認定学科の廃止又は認定要件不適合による認定取り消しについては、指定の様式を遅滞なく提出することとなっている。

しかしながら、実態としては認定学科の廃止又は認定要件不適合が生じた時点で指定の様式を提出するという認識が薄く、新規認定又は認定学科の名称変更と同じタイミングでの手続きが行われているところ。認定学科の廃止又は認定要件不適合が生じた際には、速やかに文部科学省まで相談のこと。

（参考）

「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」に関する実施要項（抜粋）

4 手続

（5） 都道府県知事等は、告示された専修学校専門課程が廃止されたとき又は上記3の要件に適合しなくなったときは、別紙様式6又は別紙様式7により遅滞なく文部科学大臣宛届出願います。

【職業実践専門課程認定学科のフォローアップについて】

1. 実施の背景等について

平成26年の制度創設以来4回の認定を経て、認定学科数は修業年限2年以上の全学科数の約4割に達する一方、認定学科が認定要件を満たしていることについて認定後に行政側が確認する仕組みがないところ。「これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）」において、「職業実践専門課程については、認定後にいかに取組・改善を充実させていくかということが課題」と提言されており、また認定要件を満たしていないことが関係者等からの告発という形で発覚する事例等も発生していることから、職業実践専門課程認定学科のフォローアップについて早急に措置を講じる必要がある。

2. 具体的な実施方法について

実施要項を改正し、認定後3年経過した各都道府県所管・所轄の認定学科（今年度対象は平成25年度認定学科）の別紙様式4を、平成29年11月30日までに文部科学省まで提出することとする。文部科学省において認定要件充足等について審査した後、その結果を踏まえて認定取り消しの手続きを進めることとする。

※詳細については、平成29年7月中発出予定の「職業実践専門課程として認定する専修学校の推薦等の手続について（依頼）」添付資料を参照のこと。